

巻上げ機(ウインチ)の運転業務に係る特別教育

事業者は、安全衛生法(第59条第3項)労働安全衛生規則(第36条第11項)の規定により、巻上げ機の運転に労働者を就かせるときは特別教育を修了した者でなければ従事できないことになっております。

つきましては、この資格取得に必要な特別教育を下記により開催いたしますので、多数受講されますようご案内いたします。

- 日時 令和5年1月25日(水)～26日(木)
学科 25日 9:00～17:00 (受付8:30～ オリエンテーション8:50～)
実技 26日 9:00～12:00 (受付8:30～)
- 会場 学科 (公財)岩手労働基準協会宮古支部(宮古市小山田 2-9-5)
実技 (公財)岩手労働基準協会宮古支部
- 受講料 会員 14,370円 (消費税10%込) (受講料13,200円+テキスト代1,170円)
非会員 18,110円 (消費税10%込) (受講料16,940円+テキスト代1,170円)
- 定員 20名
- 申込締切 令和5年1月11日(水) 但し、定員になり次第締め切ります。
締切日までに受講料のお支払いがない場合は申込が取消しされることがありますのでご注意ください。*申込者数が少ない時は開催を中止する場合があります。
- 申込方法 受講申込書に受講料(テキスト代含)を添えてお申込みください。(FAX可)
銀行振込の場合は下記口座へお振込みください。
*振込手数料はご負担願います。

岩手銀行宮古中央支店(普) 0049490 (公財)岩手労働基準協会宮古支部

- 申込先 (公財)岩手労働基準協会宮古支部 電話 0193-62-4906 FAX 0193-62-4906
〒027-0038 宮古市小山田 2-9-5

- キャンセルの取扱 締切日以降の受講の取消し又は欠席には受講料をお返しできません。

- カリキュラム

1日目 学科	2日目 実技(受講者が20名超えた場合②も実施)
9:00-12:05 巻上げ機に関する知識	① 9:00-12:00 巻上げ機の運転
12:50-14:55 巻上げ機の運転に必要な一般的知識	
15:00-16:00 荷掛け及び合図(実技)	
16:05-17:05 関係法令	

- その他 ①所定の時間修了した方に修了証を、事業場には修了証明書を交付します。
②実技当日は作業衣、ヘルメット、皮手袋、安全靴を準備してください。
③集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
④当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しております。

巻上げ機(ウインチ)の運転業務特別教育受講申込書

No. _____

講習日; 令和5年1月25日～26日

ふりがな			
氏名		生年月日	昭和 平成
	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) 〒 _____	TEL (_____) (_____) (_____)	

(※個人受講者は、記入の必要はありません)

勤務先	所在地	〒 _____ TEL (_____) (_____) (_____)		
	事業場名 代表者名			担当者名 内線 (_____)
※該当箇所に○印をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	

巻上げ機(ウインチ)の運転業務特別教育を受講しますので、受講料、テキスト代を添えて申し込みます。
なお、振り込みの場合は振り込み年月日を記載願います。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

受講者名(本人自署) _____

当日連絡できる電話番号(_____ - _____)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項

- 1)氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 2)2名以上の申し込みにはこの用紙をコピーしてお申し込みください。忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 3)申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。
- 4)氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(旧姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書により確認すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書により確認すること。)

受 付 印